

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道局 下水道建設課

許認可等の内容		下水道排水設備指定工事店の指定
根拠法令等及び条項		栃木市下水道排水設備指定工事店規程第3条第1項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市下水道排水設備指定工事店規程第3条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成30年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 指定基準</p> <p>栃木市下水道排水設備指定工事店規程第3条第1項</p> <p>(1) 責任技術者が1人以上専属していること。</p> <p>(2) 工事の施行に必要な設備及び器材を有していること。</p> <p>(3) 栃木県内に営業所があること。</p> <p>(4) 次の要件のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 工事業者（法人にあっては、代表者）が、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ていない者である場合</p> <p>イ 工事業者（法人にあっては、代表者）が、責任技術者として下水道法により懲役、罰金の処分又は栃木市下水道条例第46条第3号の規定により過料の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない場合</p> <p>ウ 指定工事店であった工事業者が指定取り消しの処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない場合</p> <p>エ 工事業者が、その業務に関し不正又は不誠実な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合</p> <p>オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者がいる場合</p>	